（罰則に関する経過措置）

第十一条　第二号施行日前にした行為及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則

この政令は、第二号施行日（令和六年十二月二日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三
防衛大臣　木原　稔

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十一号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和六年九月一日とする。

財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十二号

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令（平成十九年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「第二項第三号、第四号、第六号及び第七号」を「第二項第五号、第六号、第八号及び第九号」に改め、同項第三号イ中「第十三条第二項第三号」を「第十三条第二項第五号」に改める。

附　則

この政令は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月一日）から施行する。

財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十三号

放送法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第三十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

放送法の一部を改正する法律の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和六年八月十五日とする。

総務大臣　松本　剛明
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月十四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十一イの表平成二十七年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	四千三百八十万円

別表第十一ロの表平成三十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	九百三十一万円

別表第十一ハの表平成三十年三月の項を削り、同表に次のように加える。

令和六年三月	九百三十万円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄